

定 款

株式会社 秋田メディカルサービス

第一章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、商号を株式会社秋田メディカルサービスと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 損害保険代理業
- (2) 生命保険の募集に関する業務
- (3) 医学に関する新聞および雑誌の印刷
- (4) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を秋田市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、秋田市において発行する秋田魁新報に掲載する方法により行う。

第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は1,600株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株主名簿の記載事項の記載等の請求)

第7条 当社の株式取得者が株主名の記載事項を株主名簿に記載または記録の請求をするには、当社所定の請求書に譲渡人および株式の株主として株主名簿に記載または記録された者、またはその相続人その他一般継承人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第8条 当社の様式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して提出しなければならない。その登録または表示の抹消を請求するときも同様とする。

(株式名義書換等の手数料)

第9条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第10条 当社は、毎年事業年度4月30日現在の株主名簿に記載または記録

された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主または登録株主質権者として権利を行使することができるものを確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該基準日株主の権利を害しない場合は、当社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部または一部を当該定時株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

第三章 株主総会

（招集）

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から4カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集者）

第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

（議長）

第13条 株主総会の議長は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法309条2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、2人以上の代理人を総会に出席させることができない。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

（議事録）

第16条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところによりその経過の要領およびその結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長および出席取締役がこれに記名押印する。

第四章 取締役、取締役会および監査役

(取締役会設置会社および取締役の員数)

第 17 条 当社は取締役会を置く。

2 取締役は 15 名以内置く。

(代表取締役および役付取締役)

第 18 条 当社に代表取締役を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。ほかに、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2 取締役社長および取締役会長は各自当社を代表し、会社の業務を執行する。

(業務執行)

第 19 条 社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(監査役の設定)

第 20 条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第 21 条 当社は監査役 3 名以内を置く。

(取締役および監査役の選任)

第 22 条 当社の取締役および監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 23 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役および監査役の任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとし、監査役の任期は、選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとし、補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

(取締役会の招集および議長)

第 25 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(報酬等)

第 27 条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役の分と監査役の分とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第五章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、年 1 期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 29 条 剰余金の配当は、毎事業年度 4 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

2 取締役会は毎年 1 月中に中間配当を行うか否か、行うとすれば金額を決議しなければならない。

(配当金等の除斥期間)

第 31 条 剰余金の配当および定款第 30 条による中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

2 未払配当金には、利息を付けないものとする。

第六章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 32 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。